

2016年4月21日

お客さま 各位

九州労働金庫

「平成28年熊本地震」に係る義援金振込口座の開設と系統内為替手数料免除措置手続きのご案内 について

当金庫は、災害支援のために会員団体等が開設した義援金振込口座への当金庫窓口からの振込手数料（ろうきん本・支店宛）について、免除措置を行っております。

つきましては、義援金振込口座の開設手続等について以下のとおりご案内いたします。

1. 義援金口座の開設の手続き

会員団体等が、標記災害の支援のため労働金庫に義援金口座を開設する場合には、労働金庫の支店で次の手続きをお願いいたします。

① 義援金口座開設の主旨（義援金の具体的使途、寄付先、取扱期間等）を明らかにした上で、義援金専用の普通預金口座を開設する。

2. 為替手数料免除措置の手続き

上記開設口座への振込手数料を免除とする場合は、口座開設時に、次の書類の提出をお願いいたします。

① 口座開設団体の内容の分かる書類（会員団体の場合は不要）

② 義援金の具体的使途、寄付先、取扱期間等を記載した代表者名による手数料免除要請書。

以上